

「意欲高く安心して働ける環境整備」の申入れを行う!

国労東海本部は会社からの「意欲高く安心して働ける環境整備」の提案に対して、国労東海申第3号として1月31日に会社へ申し入れました。組合員の働きやすい制度とするよう各級機関で取組み強化をお願いします。

国労東海申第3号

2025年1月31日

申 入 書

「意欲高く安心して働ける環境整備」提案について

記

解明要求

- 2024年1月25日提案の「意欲高く安心して働ける環境整備」提案の趣旨について明らかにすること。
 - 見直しを行う各項目の提案が、この時期となった経緯について明らかにすること。
- ・介護に係る制度（短日数制度の新設）
 - 利用期間を利用開始日から3年間とした理由について明らかにすること。
 - ・治療サポート休暇の新設
 - 取得日数を年5日とした理由について明らかにすること。
 - ・調整手当の増額
 - 調整手当を廃止し基本給へ組み込む理由について明らかにすること。

改善要求

- ・子ども手当の新設
 - 子ども手当を基準内賃金とすること。
 - 支給対象を「社員等（専任社員を含む）」とすること。
- ・障がい児支援制度の新設
 - 短日数制度の利用に専任社員を含めること
 - 保存休暇の利用を半日単位で取得できるようにすること。
- ・介護に係る制度（保存休暇取得要件の変更）
 - 保存休暇の利用を半日単位で取得できるようにすること。
- ・別居手当の増額
 - 別居手当を月額48,000円とすること。

その他

- 育児・介護に関する休職や休暇の制度利用時の業務分担や代替要員確保に行うこと。
- 育児・介護に関する休職や休暇中の労働者の業務を代替する労働者の心身負担軽減のため要員を確保すること。また、これに伴う休日労働解消と年休が確実に取得できる環境整備を構築すること。
- 各提案内容の制度新設・移行時に社員等へ不利益が発生しないようにすること。

詳細については交渉情報参照願います。

以上

国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：教宣部長